

「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関する検討会」開催要綱

1. 開催趣旨

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上に繋げるための方策を幅広く議論することを目的として、検討会を開催する。

2. 構成員

検討会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 検討会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれがあるため非公開とするが、検討会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。

5. その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。